

令和3年3月5日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

全国家庭養護推進ネットワーク幹事会

共同代表

潮谷 義子

柏女 霊峰

相澤 仁

### 家庭養護の推進に向けた構造改革の必要性（要望書）

#### ～施設の多機能化を中心とした制度改革への提言～

我が国の社会的養護において、里親委託を中心とした家庭養護を質量ともに拡充していくことは喫緊の課題であり、その流れは平成28年の児童福祉法改正や「新しい社会的養育ビジョン」、それを踏まえた各地方自治体の「都道府県社会的養育推進計画」に明確に示されたことで、大きく加速されています。

私たち「全国家庭養護推進ネットワーク」は、この我が国社会福祉の一大命題について真に実効性ある施策を議論するために、各界から34名の設立発起人の参加の下、平成31年2月に設立されました。

このネットワークは、家庭養護の直接の担い手たる里親、ファミリーホームや児童相談所、施設だけでなく、民間養子縁組あっせん機関やフォスタリング機関、さらに学会、行政、メディアなど様々な立場、主張の方々が幅広く集い、その立場や主張の垣根を越えて横断的に交流し、率直に議論できるプラットフォームをつくる、そして力を合わせて実効性のある具体的な施策の実現に結び付けていくことを目的に設立されたものです。

さらに議論の対象としては、家庭養護の推進にとっても不可欠となる、社会的養護と子ども子育て支援、障害児施策、母子保健や学校教育といった子ども関係諸施策全体の連携と協働のあり方についても取り上げていくこととしています。

本ネットワークの中心的な活動として毎年1回東京都内で開催している「FLECフォーラム」（別添参照）は、毎年200名余りの参加を得ており、本年1月9－11日にWEBにて開催した第3回まで、盛況のうちに実施してまいりました。

この第3回では、メインシンポジウムのテーマを「施設の多機能化と家庭養護支援の仕組みづくりに向けて」としましたが、その中で、私たち幹事会は、

「新たな社会的養育ビジョン」を実現していくための制度改正の一提案として、幹事会及びその下に設置した「社会的養護に関する事業体系と費用負担体系に関する検討WG」における議論を基に、標題のプレゼンテーションを行わせていただきました。

下記は、その提案について、フォーラムで提示された様々な意見を踏まえ、再整理して要望書としてまとめたものです。今後の我が国の社会的養護の拡充と家庭養護の推進に向けた諸施策立案、実行の一助としていただければ幸いです。

何卒ご高配のほど、よろしくお願い致します。

## 記

### 1. 私たちが目指す「家庭養護の推進」

「家庭養護の推進」とは、子どもたちの措置先を、単に施設から里親家庭に移すという単純なことでは決してありません。

それは、「子どもの権利」を基盤とした子どもの福祉を保障するために、子どもたちの生活の本拠を可能な限り里親家庭に置きつつも、施設（障害児入所施設を含む）が自らの入所機能を果たしつつ、施設や社会福祉法人、NPO等の民間機関が里親家庭をその専門性によって支えていく新たな体制を構築することです。さらには、施設や社会福祉法人、NPO等の民間機関と里親が互いの利点を活かしつつ、児童相談所を含む地域の社会資源全体が連携し協働して、地域全体として子どもたちを支えていく新たな社会的養護の体制に移行していくということに他なりません。里親も施設も他の社会資源とともに、地域で子どもたちを支えていくための支援体制を拡充してこそ、「家庭養護」が推進されるのだと私たちは考えています。

### 2. 現状認識と私たちの懸念

「新しい社会的養育ビジョン」によって、これからの社会的養護の進むべき方向と目標が示され、「家庭養護の推進」は重要な政策課題となりました。しかし、各地方自治体の「社会的養育推進計画」を拝見しても、それぞれの地域の社会的養護の現場が、1で提示したような新たな体制の構築に向けて進んでいけるのか、大いに疑問を持たざるを得ません。実際、私たちが日常子どもたちの養育に携わっているそれぞれの現場を見ても、里親委託は大きく増えておらず、里親等委託率もこれまで同様に毎年約1%ずつ程度しか増加していません。施設の多機能化や里親支援の体制整

備は進んでおらず、里親も施設も多くの困難事例を抱えて展望が見出せていません。

家庭養護推進という基本的な政策を踏まえ、あらためて地域全体として子どもたちを支えていく新たな社会的養護の体制を構築するための課題を整理し、それらの課題をクリアするために、現場の「構造改革」に向けた具体的な制度改正を検討する必要があります。これまでの FLEC フォーラムでの議論を踏まえ、私たちはこのように認識するに至りました。

### **3. 新たな社会的養護体制構築に向けての課題**

上記の認識の下に、私たちは、私たちが携わっている社会的養護の現場の課題を下記のように整理しています。

#### **①施設等民間機関へのインセンティブの欠如**

施設や社会福祉法人、NPO等の民間機関に、フォスタリング機能や地域支援機能といった新たな機能に踏み出すインセンティブが働いていない。

また、民間機関に対する措置費や補助金がパフォーマンスの向上に応じて収入が増える仕組みになっておらず、支援の量を増やし質の向上を目指すインセンティブが働いていない。

#### **②児童相談所のキャパシティの課題**

施設への措置と比べて時間も手間もかかる里親委託の推進は、急増する虐待家庭への対応にさらに多くの人員を投入せざるを得ない児童相談所にとって負荷が大きい。また、そのような状況の中で、一時保護前後の子どもたちのアセスメントやケアマネジメントの拡充にも限界がある。

#### **③脆弱なソーシャルワークを中心とした支援体制**

①及び②を踏まえると、我が国の社会的養護の根本的な課題は、虐待予防の観点も含め、地域におけるソーシャルワークを中心とした支援体制が質・量ともに極めて脆弱であるということである。特に子どもや家庭を継続的、包括的にアセスメントして必要な支援をコーディネートし、エンパワメントし、その地域に足りない支援を作り出していくというソーシャルワークの機能が、この国には圧倒的に不足している。その結果として、子どもたちが十分なアセスメントやケアマネジメントを経ずに措置され、措置され続けている。

ソーシャルワークを中心とした支援体制を官民合わせて飛躍的に拡充することが、喫緊の課題である。

#### **④子どもへの継続的、包括的支援体制の脆弱さ**

子どもや実親家庭、里親家庭にとっては可能な限り同一のスタッフによる

継続的、包括的な支援が必要だが、③の結果として、それが可能な支援体制となっておらず、子どもたちも家庭も必要な支援が受けられていない。

#### **4. 次期制度改革の基本方針**

以上のような課題に対応するためには、里親や施設、児童相談所等の現場での努力ももちろん必要ですが、それだけでこのような課題をクリアできるわけでは決してありません。私たちは、下記の2点を基本方針とし、必要な財源を効果的に投入していくための国による制度改革が是非とも必要であると考えます。

##### **①子どもと子育て家庭に対する確固たるソーシャルワーク体制の構築**

里親と施設等の民間機関、児童相談所の連携・協働により、地域全体で子どもと子育て家庭を支援していく体制を構築するために、施設の多機能化の推進等により、民間機関を中心に、フォスタリング機能や地域支援機能をはじめとした確固たるソーシャルワーク体制を構築する。

##### **②児童相談所の業務のスリム化、効率化**

民間で可能なことは民間の事業とすることにより、児童相談所の業務をスリム化し、効率化することにより、予防も含めて虐待家庭に対する対応力を強化する。

#### **5. 制度改革案の2本の柱と6項目の具体的提案**

上記の基本方針の下に、下記の2本の柱と6項目の具体的提案からなる制度改革案を提案させていただきます。

##### **(1)制度改革の2本の柱**

##### **①ソーシャルワーク系事業を中心とした新たな事業の制度化**

里親家庭支援をはじめとして、子どもたちのアセスメントやケアマネジメント、障害児施策との連携等のソーシャルワーク系の子ども家庭支援機能を虐待予防の観点も含め、一時保護時の養育とあわせて、施設等の民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定し、制度化する。

その一方で、児童相談所の業務をスリム化する。

##### **②措置費体系の抜本的な見直し**

施設等の民間機関が新たな事業に踏み出し、その質を向上させていくインセンティブとなるよう、入所機能も含めて、措置費の体系を抜本的に見直し、民間機関のパフォーマンスの向上に応じて措置費が増加する体系とする。

##### **(2)6項目の提案**

##### **①一時保護後の支援におけるソーシャルワーク系事業等の制度化**

##### **(i)施設等の民間機関によるソーシャルワーク系事業等の制度化**

里親家庭支援をはじめとして、一時保護中（施設又は里親に委託されている場合を含む）や里親委託・施設措置後の子どもたちのアセスメントやケアマネジメント、障害児施策との連携等のソーシャルワーク系の子ども家庭支援機能と一時保護中の養育を施設等の民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定し、制度化する。

具体的には、児童相談所が一時保護した後の子どもたちと実親家庭に対する支援を以下のように分割整理し、それぞれ民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定して制度化する。

民間機関が事業ごとに策定される「基準」にしたがって事業を実施することにより全国的に支援の内容やプロセスを標準化しつつ、義務的経費である措置費又は新たな給付システムによる給付費（以下「措置費等」という）の支弁により、安定的な財政措置を講じる。

また、「基準」の策定に当たっては、例えば自立支援計画や養育計画の策定において子ども自身の参画を必須とする等、入所措置を含む全体に渡って、支援に子ども本人の意向が十分反映されるような仕組みとする。

#### ○一時保護時の養育

「一時保護」という権限行為はこれまでどおり児童相談所が行うこととなるが、一時保護中の養育は民間の事業とする。特に乳児院においては、一時保護委託が増加している現状にも鑑み、監護権の委譲と安定的な財政措置を講じる必要がある。

また、一時保護における子どもの養育は、子どもの心身の状況や生育歴等が必ずしも十分把握されていない段階での養育とならざるを得ないことに鑑みれば、児童養護施設等における養育よりも手厚い職員配置が必要である。なお、施設が一時保護を社会福祉事業として実施する場合には、臨機応変の対応が可能となるよう十分なキャパシティを備える必要があることから、いわゆる「空床補償」の仕組みも検討する必要がある。

#### ○子ども及び実親家庭のアセスメント、及び里親家庭への委託や施設への措置を含めた自立支援計画の策定並びにその改定

これらの業務をアセスメントに加えいわゆるケアマネジメントを行う事業として制度化し、措置費等を支弁する際の基準において、子ども本人や関係してきた支援者の参画を保証する。

なお、「自立支援計画」の策定・改定や次項のマッチングを民間機関が行うとしても、最終的に措置及び措置先を決定するのはあくまで児童相談所であり、民間機関と児童相談所の間での情報共有をはじめとした緊密な連携と協働が必須となる。

### ○里親家庭又は施設とのマッチング

マッチングは里親のリクルートから研修、委託後の支援とともに、フォスターリング機関たる民間機関において包括的に実施するべきである。また、里親家庭とのマッチングが困難な場合については、措置先の施設とのマッチングもこの事業の中で行う。

### ○里親家庭、施設における養育計画・家庭復帰計画の策定

現行制度の措置費の対象となっている「日常的な子どもの養育」とは別事業として制度化し、措置費等を支弁する際の基準において、子ども本人や関係してきた支援者の参画を保証する。

### ○里親家庭や施設（入所部門）への訪問等による支援

里親家庭への支援は、上記のマッチングと同様、フォスターリング機関たる民間機関において、包括的・継続的に実施されるべきである。

また、子どもの日常的な養育を担当する施設に対しても、必要に応じて外部の他の民間機関から支援を提供することとし、重層的に子どもたちを支援できる体制を構築するべきである。

### ○実親家庭への指導、家庭復帰に向けた家族再統合支援

ソーシャルワーク系の支援の中でも困難性が高く手薄になりがちな家族再統合支援について別建ての事業とし、基準を設けるとともに相応の措置費等を支弁できる制度とすべきである。

### ○進学、就労に向けたアセスメント及び自立支援

進学、就労に向けた自立支援は、それまでの養育や支援に加えて、必要な情報収集や子どもたち本人との頻回にわたる面談等が必要になることから、基準を設けるとともに相応の措置費等を支弁できる制度とすべきである。

### ○措置解除後の継続支援（在宅措置の場合等を含む）

進学、就労により自立した後の教育機関や職場における子どもたちの定着率が低いことに鑑みれば、進学・就労したあとの継続的な支援こそが重要である。基本的に子ども本人の定着が確認できるまでは、自立までの間支援してきた当該地域の社会的養護の支援体制により、支援を継続するべきである。

## (ii) 児童相談所の役割の見直し

その一方で、児童相談所は、行政権限を伴う虐待家庭等への介入機能と、施設等の民間機関による支援を管理監督する機能に特化し、民間機関による支援が子どもの意向をも踏まえて適正に行われることを担保する役割を強

化する<sup>1</sup>。

なお、(i)の施策によって児童相談所の体制整備が遅れるようなことがあってはならない。(i)により民間機関の事業とされた支援に安定的かつ十分な財政措置を行うことにより民間の支援を拡充するとともに、一時保護、措置等の行政処分を行う、行政機関たる児童相談所もこれまで以上に体制を整備し、官民合わせた重層的な体制の構築を目指していくことが必須である。

## ②指導委託の措置制度化

虐待予防に資するよう、現在児童家庭支援センター、児童発達支援センター等が行っている児童相談所からの指導委託に基づく指導（在宅措置の場合、一時保護前及び措置解除後も含む）についても、民間機関の事業として制度化し、義務的経費である措置費等の対象とする。

なお、児童家庭支援センターにおけるその他の一般的な相談業務については、当面現在の補助金による支援を継続する。

## ③「乳幼児総合支援センター(仮称)」・「社会的養育総合支援センター(仮称)」の創設

子ども及び家庭に対する包括的・継続的支援が可能となる体制整備に資するよう、①及び②で示した各支援機能と入所機能を併せ持ち、これら事業を包括的に実施する「乳幼児総合支援センター(仮称)」・「社会的養育総合支援センター(仮称)」を、新たな制度として児童福祉法に規定する。

<sup>1</sup>〔補論〕児童相談所との役割分担について

6項目の提案①で整理したソーシャルワーク系の機能は、これまで基本的に児童相談所が担うべきものという前提であったが、地域におけるニーズの増大と深刻化の中で、次の要因により、児童相談所の体制整備のみによってこうした機能の拡充を図ることには限界がある。

- 何よりも現実の児童相談所は、増え続ける虐待家庭、養育困難家庭に対する介入対応に今まで以上の人員を投入せざるを得ず、一時保護後の子どもたち一人一人に長期的包括的に寄り添えるような支援体制を整備していく余地に乏しい。
- ソーシャルワークにおいては、対象者との長期的な信頼関係を構築することが基本となるが、児童相談所は公務員組織であり、宿命的に数年ごとの職員の異動が生じる。また家庭で子ども関係のトラブルが起こるのは土日夜間が多いが、その際の即応体制の構築にも困難が生じる。
- 多くの児童相談所の職員は、過去地方自治体が福祉施設を設置・運営していた頃とは異なり、現場で社会的養護の子どもを実際に養育した経験が乏しく、子どもの養育そのもの(ケアワーク)に関する支援が困難である。
- 公的機関たる児童相談所の業務に対しては、外部からのチェック機能が働きにくい。民間機関の業務であれば、児童相談所自身による民間機関への牽制機能・チェック機能が期待され、より適切なソーシャルワークが行われる可能性が高まる。

※なお、ここでは、介入と支援の用語について、以下の意味合いで使用します。

介入機能・・・子どもの安全確保のため保護者の意に反しても行う安全確認・一時保護等  
支援機能・・・子どもの自立や実親家庭の家庭機能回復を目指した子ども・家庭への相談  
援助活動

あわせて、現行の児童心理治療施設及び児童自立支援施設についても、同様の機能を有する「児童生活治療センター」（仮称）を創設する。

これらの「センター」については、子どもや家庭に対するそれぞれの種類の支援に対して措置費等による安定的な財政措置を講ずるとともに、センター全体の管理統括機能に対しても国及び地方自治体による安定的な財政措置が必要である。

また、入所機能については、本体施設において、発達障害等に早期対応するための専門職の配置等、特に養育が困難な子どもたちに対する手厚い養育機能を備えるとともに、地域小規模施設に対する支援機能を拡充することができるよう、専門職を含む手厚い配置を実現する必要がある。

#### **④母子（親子）一体型支援制度の創設**

虐待予防等の観点から、ひとり親家庭の子ども及び家庭に対するアセスメントやケアマネジメント、訪問支援や家族再統合支援、自立支援等を親子一体として効果的に実施することができるよう、母子生活支援施設や乳児院等を支援主体として想定し、母子（親子）一体型の支援体系（措置又は契約による）を児童福祉法に創設する。

#### **⑤ソーシャルワーク系事業への思い切った措置費配分**

今後全国的に体制整備が必要な事業、すなわち上記のソーシャルワーク系の事業に思い切った配分を行うこととし、施設等の民間機関がこれらの事業に取り組むインセンティブとする。

#### **⑥パフォーマンスに応じて増加する措置費体系**

これまでのように単に必要な人件費をカバーするだけの措置費ではなく、入所機能も含めて、それぞれの事業者のパフォーマンスに応じて措置費等が増加するような仕組みとし、施設等の民間機関による支援の提供量の増加と質の向上を図る

##### **(i)新たな措置費体系に関する基本的考え方**

###### **○人件費等の固定費の確保**

パフォーマンスに応じて措置費等が増加する仕組みを構築する際にも、一方で人件費等の固定費を確保することは重要であり、両者がバランスよく両立するような仕組みとする。

###### **○アウトプットによる評価**

子どもの社会的養護における支援のパフォーマンスは「結果」によって評価することが難しいことから、アウトカムよりも職員の取組に応じたアウトプット評価に重きを置いた仕組みとするべきである。

###### **○人材育成に資する体系**

施設等民間機関の職員が定着し、長期に渡ってキャリアアップしてい



けるよう、人材育成に資する体系とする。

例えば、ソーシャルワーク系の支援に従事する職員に関する新たな資格が導入されるのであれば、その資格のステップアップに応じて措置費等の中の人件費を積み増し、資格と経験に応じて処遇を向上させることができるような体系とする。

#### ○「基準」と「加算」による支援の標準化

措置費を支弁する際の「基準」を、事業ごとの標準的なプロセスを踏まえつつ、よりきめ細かく策定し、重要な部分を加算化することにより、支援の内容を全国的に標準化していく。

なお、「加算」（あるいは「減算」）の具体的要件やその評価のあり方については、さらに検討を要し、国において検討委員会を設けるなどして詳細を決めていくことが必要である。

#### ○里親委託等を推進した施設が不利にならない体系

入所児の里親委託等が増えても、フォスタリング機能や地域支援機能を加えた多機能化により、法人全体として十分な収入が得られるような体系にする。

#### ○暫定措置と十分な移行期間

改正後の数年は、各施設をめぐる現場が混乱しないよう、暫定措置や十分な移行期間を設ける等、万全の措置を講じる。

### (ii) 新たな措置費体系に関する具体的検討例

#### ○ソーシャルワーク系事業に対する措置費のあり方

現在のフォスタリング機関に対する補助金のように人件費をそのままカバーするのではなく、基本的に当該支援を受けた子どもの人数や支援の質などのパフォーマンスに応じて措置費が増加する仕組みとする。

特に、単に数をこなせばいいという弊害に陥らぬよう、手間がかかる案件や成果がなかなか出ず長期間の関わりが必要になる案件等について、然るべく評価できるような体系とする必要がある。

#### ○入所機能に対する措置費のあり方

現行の心理職配置等の加算は人件費をそのままカバーするだけになっているが、実際に支援を提供した子どもの人数や支援の質などのパフォーマンスに応じて支弁する体系とすべきである。

#### ○子どもの養育困難性に応じた措置費の設定

養育困難性に関する「総合的な評価」を基にした「区分」を検討すべきであるが、検討課題が多いことから、当面、心身の症状や行動障害の程度に応じた基準を設定し、それらに該当する場合に措置費に「加算」する方向とすべきである。

その際、該当の判断を自治体だけで行うのではなく、精神科医、小児科医、心理士、ソーシャルワーカー、ケアワーカー等の専門職を含む「外部委員会」に諮った上で判断することとする。

加算の判定については、子どもの状態は変化が激しいことに鑑み、施設からの申請により、その都度該当の判定を行うこととし、一定期間ごと（例えば半年ごと）に外部委員会による再評価を行う。

さらに、国において将来の「総合的な評価区分」の設定に向けた検討を行うため、研究者や現場の方々をメンバーとした検討会を設置して、検討を開始するべきである。

## **6. 社会的養護に関する要望事項**

以上が次期制度改革に向けた提案ですが、この提案をまとめるに当たっての幹事会及びWGにおける議論においてなお残された課題とされたいくつかの論点について、いずれも我が国の今後の社会的養護を考えるに当たって重要な論点であることから、国における今後の検討を要望させていただきます。

### **(1) 「一時保護」の拡大**

子どもの社会的養護における支援は、基本的に児童相談所による「一時保護」がその起点となる。この児童相談所による「一時保護」が言わば社会的養護の入り口になっているわけであるが、この入り口は、子どものニーズのみではなく、児童相談所自身の体制や一時保護所、代替養育のキャパシティ等によって事実上制限されることとなっている。したがって、実際に社会的養護を必要とする子どもたちが地域にどれほど存在するのかを把握することすら困難な状況となっている。

したがって、例えば児童相談所の一時保護の決定（措置替えを含む）について外部委員会の事後承認を得ることとするとともに、在宅措置や指導委託の対象となっているハイリスク家庭、及びそこまでに至っていないハイリスク家庭についても、医師、主任児童委員、警察、家庭裁判所等を含めて地域の関係者が集まる「社会的養育協議会」（仮称）において民間機関や要保護児童対策協議会、子ども本人からの提案を受け子どもの一時保護等の必要性を審議する体制を検討すべきではないか。

また、「一時保護」という名称を、例えば「入所型予防相談支援」等、虐待予防の観点を強調した名称に変更すべきではないか。

### **(2) 施設における人材の確保・育成**

今回提案した改革を進めていくためには、施設等民間機関においてソーシャルワーカーをはじめ質・量ともに多くの人材が必要である。人材確保・育成に向けて、思い切った処遇改善のための施策や、社会福祉法人と児童相

談所、市区町村子ども家庭総合支援拠点との人事交流等、人材の確保・育成策を早急に検討すべきである。

### **(3) 実親の同意の在り方**

実親の同意が得られずに里親委託を断念せざるを得ず施設入所となる案件が後を絶たないことから、代替養育における里親か施設かの選択を実親の同意に委ねるのではなく、その選択も含めて包括的に民間機関に支援を委託できるシステムを検討できないか。

### **(4) 措置権限の市町村移譲による子ども子育て支援の市町村一元化**

児童相談所による措置権限の市町村移譲まで踏み込み、子ども子育て家庭支援施策の市区町村一元化まで展望できないか。

### **(5) 社会的養護関係機関を評価し改善を支援する体制の整備**

児童相談所、一時保護所、施設等民間機関を、有識者が第三者的立場から評価し、改善を支援する体制について、従来からの自己評価、第三者評価の仕組みや苦情解決制度の成果、課題を十分に踏まえつつ、検討すべきである。

### **(6) 柔軟な並行措置**

例えば施設と里親間の子どもの生活本拠の変更が柔軟に行えるように、並行措置が認められる柔軟なシステムを検討すべきではないか。

### **(7) 自立援助ホームの職員配置、入所経路の多様化**

自立援助ホームは、ホーム退所後の継続的支援を長期に渡り担わざるを得ない場合も多く、また児童養護施設等他の支援機関では支援が困難な年長児を多く受け入れる傾向があることから、職員配置基準の見直しも含め、より一層の体制整備を検討すべきではないか。児童相談所からの紹介だけでなく、市区町村の子育て支援施策によりニーズが明らかになった年長児も積極的に受け入れることが出来るような体制整備が必要ではないか。

### **(8) 特別養子縁組における児童相談所と民間あっせん機関の役割分担の整理**

特別養子縁組に至る手続き等について、児童相談所と民間あっせん機関の役割分担に関するガイドラインを国で策定すべきではないか。

### **(9) 社会的養護と障害児施策の連携・協働の強化**

厚生労働省内において、社会的養護は子ども家庭局、障害児施策の所管は障害保健福祉部と、所管が分かれている。障害児入所施設の多機能化（フォスタリング機関、保育所等訪問支援等）や里親家庭支援における障害児通所サービスとの連携の重要性等、支援現場における両施策の連携・協働の重要性は論を俟たないことから、両部局間で十分な連携を図る必要がある。

## **7. 子ども子育て家庭支援施策全体の包括化・一元化に向けて**

最後に「全国家庭養護推進ネットワーク」及び FLEC フォーラムは、子ども

もの社会的養護だけでなく、母子保健から子ども子育て支援、保育、障害児施策、ひとり親家庭支援、学校教育等、子ども子育て家庭に対するあらゆる施策の連携・協働、さらには包括化・一元化をも視野に入れたテーマをもって、今後とも議論を続けていくこととしています。

このような子ども子育て支援全体を見渡す視点で我が国の現状を見ても、やはり最大の課題は、虐待予防の観点も含めて、子ども子育て家庭に対するソーシャルワークを中心とした支援体制が質・量ともに極めて脆弱であり、その結果として子育て家庭が孤立しがちだということです。児童相談所だけではなく、市区町村もハイリスクの家庭を補足しきれておらず、補足したとしても十分な支援が行われていません。

このように、子ども子育て施策全体を見渡しても、やはりソーシャルワークを中心とした支援機関のキャパシティの拡充と専門性の向上が喫緊の課題です。

これがどのような施策により可能となるかは今後の議論に委ねることとなりますが、これまでの FLEC フォーラムでの議論を踏まえて、ここでは以下の3点のみ要望させていただきます。

- ①妊娠時からの母子保健、子育て支援、保育、障害児支援、社会的養護等の子ども関連諸施策を総合し、子どもと子育て家庭を包括的に一貫して支援できる制度の構築を目指して、現行の関連各法の一元化を検討するべきではないか。
- ②これにより、虐待予防等の観点も含めて、すべての子ども及び子育て家庭に対するソーシャルワークによる包括的・一元的な相談支援機能を、民間の施設や社会福祉法人、NPO 等が行う社会福祉事業として制度化することを目指すべきではないか。
- ③あわせて、保育所や放課後児童クラブ等の利用について、利用者との相対的契約により利用が可能となる制度を目指すべきではないか。

## おわりに

以上が現時点における私たちの提案ですが、私たち幹事会としては、令和4年の通常国会への法案提出を目指して厚労省が進める制度改正の検討状況を踏まえながら、来年度の第4回 FLEC フォーラムに向けて、新たな制度の仕組みや、新たな事業に係る「基準」のあり方、措置費体系のあり方等について、さらに具体的な議論を進めていく所存です。

今回の提案についてご高配いただくとともに、今後とも私たち民間のネットワークとも十分連携して子どもたちのための諸施策を推進していただけますよう、よろしくお願い致します。

## 全国家庭養護推進ネットワーク幹事会

相澤仁（大分大学福祉健康科学部教授）※共同代表  
新井淳子（一般社団法人こどもみらい横浜会長）  
柏女霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授）※共同代表  
上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学部教授、早稲田大学社会的養育研究所所長）  
北川聡子（むぎのこ児童発達支援センターセンター長、日本ファミリーホーム協議会会長）  
木ノ内博道（特定非営利法人千葉県里親家庭支援センター理事長）  
潮谷義子（社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事）※共同代表  
長田淳子（二葉乳児院副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）  
都留和光（二葉乳児院施設長）  
橋本達昌（全国児童家庭支援センター協議会会長）  
藤井康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）※代表幹事  
前川知洋（日本ファミリーホーム協議会副会長）  
宮田俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学理工学術院先進理工学研究科教授）  
ロング朋子（一般社団法人ベアホープ代表理事）

## 社会的養護に関する事業体系と費用負担体系に関する検討WG

相澤仁（大分大学福祉健康科学部教授）  
柏女霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授）  
北川聡子（むぎのこ児童発達支援センターセンター長、日本ファミリーホーム協議会会長）  
黒岩嘉弘（元厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長補佐）  
潮谷佳男（慈愛園乳児ホーム園長）  
都留和光（二葉乳児院施設長）  
橋本達昌（全国児童家庭支援センター協議会会長）  
藤井康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）  
森朝哉（全国健康保険協会本部企画部企画グループ長）